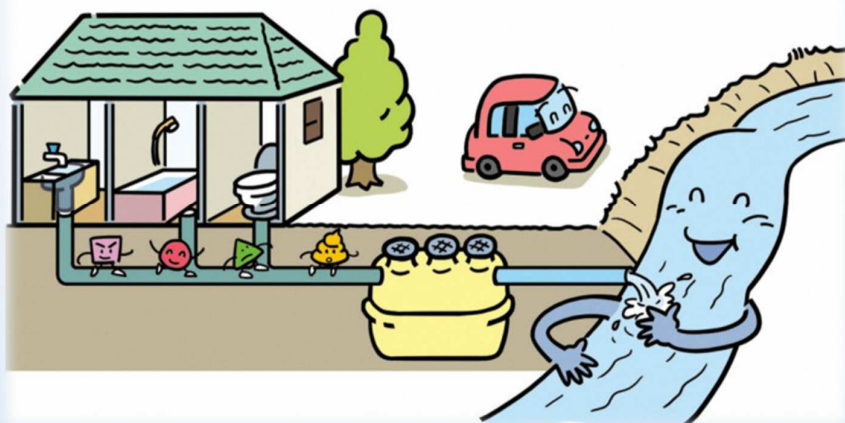


合併処理浄化槽補助金の新制度について

～清潔なまち、きれいな川をめざして～



2018年(H30)7月～8月

本日の説明内容

- 1 合併処理浄化槽の設置費補助金について
- 2 合併処理浄化槽の維持管理費補助金について

袋井市の合併処理浄化槽の補助制度

袋井市では、

豊かな水辺環境や水質の保全を図るため、従来より、合併処理浄化槽の設置費に補助金を交付し、単独処理浄化槽やくみ取りから合併処理浄化槽への付け替えを推進しています。

今回、浄化槽区域の拡大及び下水道区域の縮小に伴い、公共下水道を使用している方と個人負担が同程度となるよう、**2019年度(H31)から、設置費補助金の補助限度額の引き上げ、2020年度(H32)からは、維持管理費補助金を創設し、**合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理を支援します。

なぜ、合併処理浄化槽なの？

「単独処理浄化槽」は、トイレの排水だけを処理し、台所などの生活雑排水は処理していません。生活雑排水は川や海などの水質汚濁の原因の一つになっていて、生活雑排水も浄化できる「合併処理浄化槽」に比べ、**BODの排出量が8倍**にもなります。

※単独処理浄化槽は、高度成長期から「トイレの水洗化」を目的に急速に普及しましたが、水域を汚すことから、平成13年4月1日より浄化槽法が改正され、設置が禁止されました。



1 合併処理浄化槽の設置費補助金

公共下水道に接続した場合と個人負担が同程度となるよう、合併処理浄化槽への**付け替え費の補助限度額を増額し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えを推進**します。



補助限度額

2018年度(H30)まで

2019年度(H31)から

	付 替	新 設
5人槽	670,000円	325,000円
7人槽	830,000円	403,000円
10人槽	1,100,000円	535,000円



	付 替	新 設
5人槽	703,000円	332,000円
7人槽	902,000円	414,000円
10人槽	1,272,000円	548,000円

※合併処理浄化槽の設置に対しては、生活雑排水の除去のうち、公共の便益に相当する4割分を公費負担するという国の考え方を踏まえ、新設の場合は、国庫補助基本額を上限とします。

対象区域

- 公共下水道事業計画区域と農業集落排水事業の実施区域を除く区域

補助金の交付対象

- 補助対象区域で、**専用住宅**又は居住部分が建物面積の1/2以上ある**併用住宅**に、**10人槽以下**の合併処理浄化槽を設置する方。
- 環境配慮、防災まちづくり浄化槽整備推進事業の要件に該当するもの。

補助金の交付対象とならないもの

- 建て売り住宅（一定の要件を除く）、共同住宅、下宿舎、寮等
- 補助申請を行う者本人が居住しない住宅
- 借家に設置する場合で所有者の承諾が得られない住宅

付替とは、現在は単独処理浄化槽やくみ取りで処理されている方が、建築確認申請を要しないリフォームやトイレの改修で、合併処理浄化槽に付け替えることをいいます。

設置費補助金の申請から補助金交付までの流れ

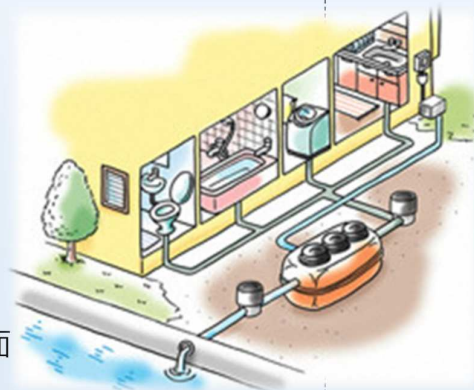
申請前の
準備

1. 浄化槽設置事業者申し出て、浄化槽設置事費補助金の対象となるか確認してもらいます。

補助金
申請書の
提出

2. 浄化槽設置工事業者を経由して、次の書類を市担当課へ提出してください。

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②浄化槽設置届書の写し（受理後、審査期間10日間を経過したもの）
又は建築確認申請書の写し
- ③設置場所の案内図、建物の配置図、放流経路図
- ④工事費見積書の写し
- ⑤浄化槽施工業者の瑕疵担保に関する覚書の写し
- ⑥住宅等を借りている場合は、所有者の承諾書
- ⑦登録浄化槽管理票（C票）
- ⑧登録証の写し
- ⑨型式適合認定書又は型式認定証、仕様書及び図面
- ⑩浄化槽設備士免状の写し
- ⑪付替の場合は、撤去処分費見積書とその現況写真



審査
交付決定

3. 市から申請者に「補助金交付決定通知書（様式第2号）」を通知します。
※決定前に、工事着手すると、補助金は受けられません。

設置工事

工事開始 **※当該年度の2月末日までに設置工事を完了してください。**

補助金
報告書の
提出

4. 工事完了後1ヶ月以内に、浄化槽設置業者を経由して次の書類を市担当課へ提出してください。

- ①実績報告書（様式第4号）
- ②工事請求書の写し及び領収書の写し
- ③保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し
- ④浄化槽法第7条検査依頼書（納付済）・11条検査契約書の写し
- ⑤設置工事の工程写真
- ⑥設置工事の確認検査表（様式第5号）
- ⑦付替の場合は、撤去前中後の写真と廃止届（単独浄化槽の場合）

完成検査
交付確定

5. 市が工事の完成検査を行います。

6. 事業の完了確認後、市から申請者に「補助金交付確定通知書（様式第5号）」を通知します。

請求
振込み

7. 確定通知書を受領した日から10日以内に請求書（様式6号）を提出し、指定した金融機関の口座に補助金が振り込まれます。

2 合併処理浄化槽 維持管理費補助金

公共下水道を使用した場合の自己負担額と同程度となるよう、2020年度(H32)から維持管理費への補助制度を創設し、適正な維持管理を支援するとともに、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への付け替えを推進します。



補助額の計算方法

$$\text{① 1年間の維持管理費用} - \text{② 1年間の下水道使用料相当額} = \text{補助額}$$

① 1年間の維持管理に係る費用 (単位：円)

	5人槽	7人槽	10人槽
11条検査 ※1	5,500	5,500	5,500
保守点検・清掃 ※2	51,840	67,824	91,800
合計	57,340	73,324	97,300

- ※1 (一財)静岡県生活科学検査センターが実施。納付書払いの場合も5,500円として計算します。
- ※2 清掃は市が許可している清掃業者が実施します。点検のみを別業者で実施している場合は、実施記録や領収書の写しの添付が必要です。
- ※ 維持管理費には浄化槽の修理費等は含まれません。

② 下水道使用料相当額は、水道水の使用水量から下水道の使用料を算定します。

下水道使用料 (2ヶ月、税込)

水量	~16m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³	70m ³	80m ³	90m ³	100m ³
使用料	1,296円	2,853円	3,965円	5,078円	6,438円	7,799円	9,160円	10,521円	11,882円

【例】 5人槽の合併処理浄化槽で、使用水量が2ヶ月50m³の場合

(注) 一例です。金額は各家庭、年度により異なります。

$$\text{① 1年間の維持管理費用 } 57,340\text{円} - \text{② 1年間の下水道使用料相当額 } 30,468\text{円} (5,078 \times 6\text{回}) = \text{補助額 } 26,800\text{円}$$

- ・補助額は100円未満は切り捨てです。
- ・②下水道使用料相当額が、①維持管理費用より高くなると、補助金は交付されません。
- ・井戸水などを使用している家庭は、下水道使用料相当額の計算方法が異なります。

対象区域

- 公共下水道事業の供用開始区域と農業集落排水事業の実施区域を除く区域

補助金の交付対象

- **専用住宅**又は居住部分が建物面積の1/2以上ある**併用住宅**に、**10人槽以下**の合併処理浄化槽を設置している方。
- 設置場所に申請者または家族が**居住（住民登録）**している方。
- 年度を通じて適正な維持管理を行っている方。

※**保守点検3回、清掃1回、11条検査1回**（検査結果が不適正の場合は指摘事項の改善が必要です）

浄化槽法では、浄化槽の管理者（設置者）には、次のことが義務付けられています。

- ◆ 保守点検を行うこと（法第10条）
- ◆ 清掃を行うこと（法第10条）
- ◆ 法定検査を受けること（法第7条・11条）
 - 7条検査〔浄化槽使用開始後、3～8ヶ月の間に1回実施〕

浄化槽を設置したときに、その設備や装置が有効に機能しているかを検査し、早期にその欠陥を是正することを目的としている。

- 11条検査〔7条検査を行った翌年から毎年1回実施〕

保守点検や清掃などの維持管理が適切に行われ、きれいな水が放流されているかを検査する。



維持管理費補助金の申請から補助金交付までの流れ

浄化槽の
維持管理

1. 合併処理浄化槽の保守点検（年3回）、清掃（年1回）、11条検査（年1回）を実施します。実施していない方は、業者に直接申し込んでください。

[浄化槽清掃許可業者] (株)フクエイ (TEL42-0164) ,(株)袋井清掃 (TEL43-2518)

[11条検査県指定業者] (一財)静岡県生活科学検査センター (TEL054-621-5030)

※ 11条検査の結果が不適正の場合は、その後改善を行ってください。

翌年度

補助金は前年度の実績に基づいて、翌年度に交付します。

補助金
申請

2. 「補助金交付申請書」を**毎年度6月末までに**市担当課に提出してください。

※ 申請書の様式は各コミュニティセンターか袋井市のホームページからダウンロードできます。

申請書は期限までに各コミュニティセンターか市担当課へ、直接または郵送で提出してください。

審査
交付決定

3. 補助要件を満たしているか審査します。市から申請者に「補助金交付決定通知書」により通知します。

請求
振込み

4. 交付決定書を受領したら、請求書を提出し、指定した金融機関の口座に補助金が振り込まれます。

維持管理費補助金の 申請書（案）

11条検査を実施する生活科学
検査センターが発行する「浄化
槽法定検査結果書（第11条）」
に記載されている**設置番号**と、

「**使用水量のお知らせ**」に記載
されている**お客様番号**を記入し
ていただきますので、番号がわ
かるように保管しておいてくだ
さい。

補助金交付申請書の書き方

浄化槽維持管理費補助金交付申請書



袋井市長 様

住所・氏名・連絡先を記入、押印

申請者 住所 **袋井市新屋一丁目1番地の1**
氏名 **袋井 太郎** (印)
電話 **43-2111**
(昨年度の決定番号 〇〇〇)

※ 連絡先は日中繋がる電話番号を記入してください

平成32年度において、袋井市浄化槽維持管理費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補助要件を満たしているかの確認のため、市が私の浄化槽法第10条第1項に規定する保守点検と清掃及び法第11条に規定する検査の実施状況及び支払状況について、業者に提供及び報告を求めることに同意します。

※ 表中を記入してください

設置場所	袋井市 新屋一丁目1番地の1 (設置番号 11111)
設置者	袋井 太郎 続柄 (父) ※申請者と異なる場合は、続柄を記入してください
浄化槽の人槽	① 5~6人槽 2. 7~8人槽 3. 9~10人槽 ※単独処理浄化槽は対象となりません
住宅の種類	① 一般住宅 2. 併用住宅 (居室部分 m ² , その他 m ²)
使用水道の種類	① 市水道 2. 井戸水 3. 市水道と井戸水併用 ② (お客様番号 12345-123)
清掃業者	① (株)フクエイ 2. (株)袋井清掃
点検業者	① (株)フクエイ 2. (株)袋井清掃 3. その他 (業者名)
添付書類	※点検業者が (3. その他) の場合は、実施記録や領収書 ※法定検査の受検結果が不適正の場合は、改善を行ったことが分かる書類

浄化槽法定検査結果書(第11条)

第 59520 号

様

浄化槽法定検査の結果は次のとおりです。

検査機関 静岡環境生第1号
一般財団法人 静岡県生活科学検査センター
理事長 明石 文香
静岡市葵区北安東四丁目27番2号

検査年月日 平成29年12月07日

設置者	様
管理場所	
施設名称	
設置年月日	平成23年02月28日
使用開始年月日	平成23年04月17日
建物用途	
製造業者	
処理対象人員	人槽 計画流入汚水量 40m ³ /日 実使用人員 人
処理性能	BOD 20mg/L ※1 管轄保健所等 西郡健康福祉センター
処理方式	担体流動方式

※1 「処理性能」：単独処理浄化槽の場合には「-」で表示しています。

総合判定	⓪ 適正 (ロ) おおむね適正 (ハ) 不適正
判定結果	⓪ 適正である。

所見及び留意事項
良好です。継続して適正な管理をしてください。

水質検査結果 (検査対象外の項目は「-」で表示しています)

BOD 6.5mg/L (良) 可 不可	pH 7.1 (良) 可 不可	残留塩素濃度 0.1mg/L (良) 可 不可
透視度 30度超 (良) 可 不可	溶存酸素量 ※2 8.6mg/L (良) 可 不可	汚泥沈殿率 ※3
	採水時刻	

※2 「溶存酸素量」：腐敗型浄化槽（散水罐床型、平面酸化型）
※3 「汚泥沈殿率」：活性汚泥処理方式を用いた浄化槽

SUIDOU

使用水量のお知らせ

袋井市

様

お客様番号 00003747-002

検針日 平成29年 12月 13日 口径 13mm
前回検針日 平成29年 10月 12日
検針員

今回指針	1308m ³
前回指針	1272m ³
取替着使用水量	m ³
水道使用水量	36m ³ 下水道使用水量 m ³
水道料金	4,536円 下水道使用料 円

※上記金額には消費税相当額が含まれています。
また、実際の請求額とは異なる場合があります。

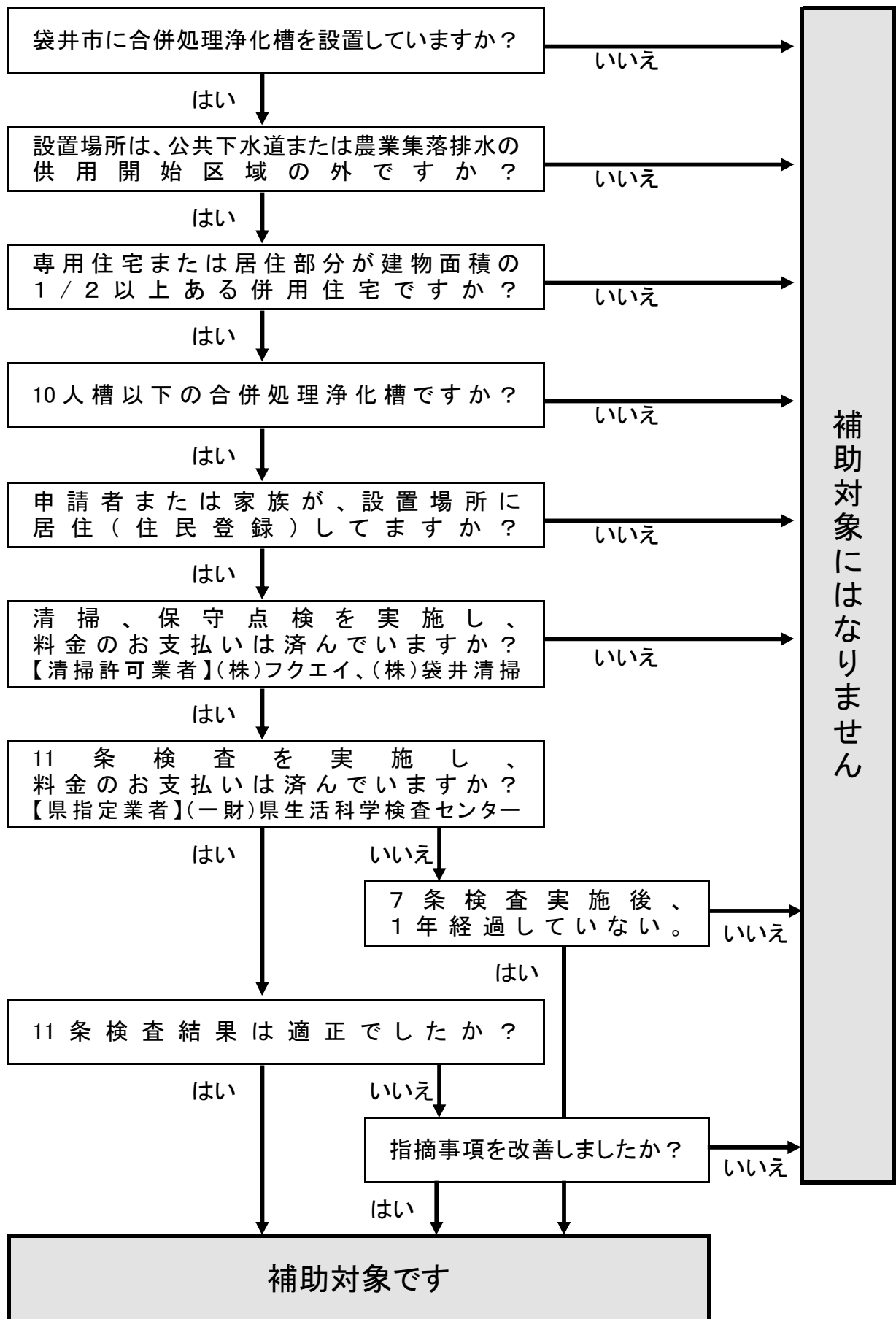
今回の振替日は 1月 31日の予定です。

お知らせ

口座振替



合併処理浄化槽 維持管理費補助金 確認フロー(案)



※水道水の使用水量から下水道の使用料を算定し、下水道使用料相当額が、維持管理費用より高くなると、補助金は交付されません。